

**短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
「サポートハウスきらきら 短期入所事業所」重要事項説明書**

当事業所は、ご利用者（以下「利用者」という。）又はあなたの家族等が利用しようと考えている、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

法人名	社会福祉法人きらきら
代表者氏名	理事長 西山敏雄
法人所在地 (電話番号等)	熊本県玉名市岱明町野口字塚原666番 0968-57-5755
法人設立年月日	平成21年11月5日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	サポートハウスきらきら 短期入所生活介護事業所
介護保険指定 事業所番号	4372401788
事業所所在地	熊本県玉名郡南関町関町355番地
連絡先	0968-53-5755 0968-53-5700
管理者（施設長）	福原ひとみ
通常を送迎 の実施地域	南関町、和水町、玉名市、荒尾市、大牟田市
利用定員	1名及び、併設する地域密着型特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした利用者の居室（空床型）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当事業は、短期入所介護サービス計画に基づき可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、また利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者（介護予防にあつては要支援者）に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。
-------	---

運 営 の 方 針	<p>要介護・要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努める</p>
-----------	--

(3) 施設の概要

・敷地並び建物

敷 地		3, 6 9 7 m ²
建 物	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	延べ床面積	1, 7 7 9. 0 6 m ²

・居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。

居室はいずれかのユニットに属した完全個室で、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられています。

・主な設備

当事業所では、熊本県が定める基準により、短期入所生活介護事業に設置が義務づけられている施設・設備です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室	1 室	1 人部屋（ユニット型個室） 夢の丘 3 丁目 1 1 番地
空床型個室	2 9 室	1 人部屋（ユニット型個室） 1 ユニット 9 ～ 1 0 室 計 3 ユニット
共同生活室	3 室	1 ユニット 1 室 6 8. 1 m ²
洗面設備	全室に設置	共有洗面設備各ユニットに 1 カ所
浴室	2 室	機械浴・一般浴、脱衣所含む
医務室	1 室	

(4) 事業所の職員体制

(1) 施設長（管理者） 1 名

職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、運営に関する規程を遵守させるために職員に必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1 名以上

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。

(3) 介護支援専門員 1 名以上

利用者の介護支援に関する業務（計画の作成等）に従事する。

(4) 介護職員 1 名以上

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員 1 名以上

利用者の健康管理、医師の指示を受けて利用者の看護、事業所の保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 医師（嘱託医） 1名以上

利用者に対する健康管理及び保健衛生の管理指導にあたる。

(8) 管理栄養士・栄養士 1名以上

利用者の食事管理・栄養指導等を行う。

【主な職種の勤務体制】

職 種	主な勤務時間
1. 施設長	8：30～17：30
2. 生活相談員	9：00～18：00
3. 介護支援専門員	9：00～18：00
4. 介護職員	6：30～15：30 9：00～18：00 11：00～20：00 13：00～22：00 22：00～ 8：00 他
5. 看護職員	9：00～18：00
6. 機能訓練指導員	9：00～18：00
7. 医師（嘱託医）	毎週水曜日 15：00～16：00
8. 管理栄養士・栄養士	9：00～18：00

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に合わせた時間で、美味しい食事ができるよう配慮します。 ・食事は原則として、各ユニット毎の食事とし、個々の身体状態に応じた食事を提供します。 ・食事時間 朝食 7：30～ 9：30 昼食 12：00～14：00 夕食 17：00～19：00
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の身体状態を確認・検討し、入浴や清拭を週2回以上実施します。 ・体調等により入浴できない場合は、清拭を行います。 ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・検討を行い、尿意、便意調査により離床させ、トイレ誘導を実施し、トイレでの排泄を主体とした介護を実施します。 ・排泄時において、介護機器や用品が必要な方には、その有効活用を図ります。 ・おむつ使用の方については、交換を適時行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による、利用者の状況に応じた機能訓練を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用日初日及び身体状況等により、随時健康チェックを行います。 ・緊急等必要な場合には主治医又は協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてでき

	<p>るだけ配慮します。 (当事業所の嘱託医) 田尻医院 田尻守正医師</p>
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の送迎の実施地域は、南関町、和水町、玉名市、荒尾市、大牟田市とします。 ・別途利用料金がかかります。(料金表参照)
離床・着替え・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活および適切な整容がおこなえるよう援助します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。(相談窓口) 生活相談員
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事等を企画します。

(2) サービスの利用料金

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。料金表別紙)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※介護保険の給付対象となるサービス

別紙の介護保険の給付対象となるサービスについては、居住費・食費を除き、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。(料金表別紙)

※一定以上の所得者は2割・3割の負担があります。

※高額介護サービス費について

1割の上限額が一定額を超える場合、その超える部分は払い戻され負担が軽減されます。

所得が低い方は、その上限が軽減されます。

対象者には、保険者(市町村)より、通知がありますので、内容に基づいて申請を行います。

※負担限度額認定による利用者負担段階について

第1段階

生活保護(預貯金要件なし)・世帯全員が市区町村民税非課税で老齢年金受給受給の方(預貯金1,000万円(夫婦の場合2,000万円)以下)

第2段階

世帯全員が市区町村民税非課税で本人の年金収額(※)+合計所得金額80万円以下の方(預貯金650万円(夫婦の場合1,650万円)以下)

第3段階①

世帯全員が市区町村民税非課税で本人の年金収額(※)+合計所得金額80万円超~120万円以下の方(550万円(1,550万円)以下)

第3段階②

世帯全員が市区町村民税非課税で本人の年金収額(※)+合計所得金額120万円超の方(500万円(1,500万円)以下)

第4段階

上記以外の方(市区町村民税課税世帯)

※年金収入額には老齢年金だけの課税年金だけでなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

利用料は、原則としてお住いの市町村が定める基準額の一割が自己負担となりますが、利用者負担額減免を受けている場合は、減免額に応じた自己負担額となります。

また、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合がありますが、その場合は、厚生労働大臣が定める基準額の全額をお支払い頂くこととなります。利用料のお支払い後に、利用料の償還払いを受ける時に必要となる「サービス提供証明書」と「領収書」を発行いたします。

※利用者がいまだ要介護認定を受けない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した、「サービス提供証明書」を発行します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

「利用料金」の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求があった月の末日（30日）までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 郵便局口座からの引き落とし（当業所で手続き）
- ② 事業所窓口での現金支払い
- ③ 下記指定口座への振込み（手数料はご負担いただきます）

熊本銀行 玉名支店 普通 3149671

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人きらきら

りじちよう
理事長

にしやまとしお
西山敏雄

4 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

- (5) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長 福原ひとみ
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

6 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 当事業所の従業者、及び従業者であった者は、サービス提供する上で知り得たご利用者又はご家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (2) 施設では、利用者・ご家族から予め文章で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の情報提供をしません。

ただし、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
--------------	---

緊急連絡先（１）	住 所：_____ 電話番号：_____ 氏 名：_____ 続 柄：_____
緊急連絡先（２）	住 所：_____ 電話番号：_____ 氏 名：_____ 続 柄：_____

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町（保険者）の窓口】	市町村（保険者）： 所在地： 電話番号：
【居宅介護支援事業所の窓口】	事業所名： 所在地： 電話番号： 担当介護支援専門員：

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保株式会社
	保 險 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	補償の概要	事業所（施設）内等において、事故等が発生した場合において、その損害を賠償する保険

12 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等

当事業所所受付窓口	・受付担当者：宮崎ゆみ子・水田美穂 ・苦情解決責任者：福原ひとみ ・ご利用時間：9：00～18：00 ・電話番号：0968-53-5755 ・FAX：0968-53-5700
サポートハウスきらきら 第三者委員	・氏名：野田茂巳 ・電話番号：090-5418-1457 ・氏名：永田直往 ・電話番号：090-6290-5057
南関町健康推進課 介護保険係	・所在地：玉名郡南関町大字関町64番地 ・電話番号：0968-53-1111 ・FAX：0968-53-2351 受付時間：8：30～17：15 土曜日・日曜日・祝祭日休を除く
国民健康団体連合会	・所在地：熊本市健軍町2丁目4番10号 県町村自治会館3階 ・電話番号：096-214-1101 ・FAX：096-214-1105 受付時間：8：30～17：00 土曜日・日曜日・祝祭日休を除く
熊本県福祉サービス 運営適正委員会	・所在地 熊本市南千反畑町3-7 熊本県社会福祉協議会 ・電話番号 096-324-5471 ・FAX 096-355-5440 受付時間 8：30～17：00 土曜日・日曜日・祝祭日休を除く

12 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求

することができます。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）：防火管理者 川田誉幸

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 別途定める消防計画により、年2回、避難、防災その他必要な訓練を行います。

※訓練の実施に当たっては、地域住民等の参加が得られるよう連携に努めます。

防災設備	・ 消火器	有	・ 自動火災報知設備	有
	・ 火災通報装置	有	・ 避難口誘導灯・非常誘導灯	有
	・ 補助散水栓	有	・ スプリンクラー設備	有
	・ 非常用発電設備	有		

16 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 等事業所をご利用の際に留意して頂く事項

面 会	面会曜日：月曜日～土曜日 前日までに要予約 面会時間：13：00～17：00 面会時は、面会簿に必要事項の記入をお願いします。
	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さ

設備・器具の利用	い。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫煙	喫煙所を設置しています（屋外）
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所内に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：サポートハウスきらきら

説明者職名：

氏名：

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業のサービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所： _____
氏名： _____ (印)

(※必要に応じて)

代理人

住所： _____
氏名： _____ (印)
続柄： _____